

令和 7 年度控除対象特定非営利活動法人指定支援補助金 募集要項

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター

1. 趣旨

本補助金は、鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続き等に関する条例（平成 25 年鳥取県条例第 4 号）に基づき控除対象特定非営利活動法人の指定の申出の手続きを行う県内の特定非営利活動法人の支援を行うことにより、地域の中核となり、持続的に活動する質の高い特定非営利活動法人の育成を促進することを目的として交付します。

2. 補助金の概要

（1）対象団体

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 2 月 27 日（金）の期間に控除対象特定非営利活動法人の指定の申出の手続きを行う鳥取県内の特定非営利活動法人（2 事業年度以上公益的な活動を行った法人）（鳥取県の受付日が期間内のものが対象）

（2）対象経費

控除対象特定非営利活動法人の指定を取得するために必要な以下の経費

- ・士業（司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士）への相談にかかる経費（委託料・相談料・旅費）
- ・鳥取県又は公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）への相談にかかる旅費
- ・会議費（食糧費は除く）
- ・消耗品費（参考書、文房具等。ただしソフトウェアの購入を除く。）
- ・アルバイトにかかる賃金

なお、業務の一部又はすべてを第三者に委託する場合は、県内事業者へ発注したものに限る。ただし、県内事業者に対応できるものがないなど止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難とセンターが認めた場合については、この限りではない。

（3）補助率・補助上限額・交付件数

- ・補助率：10 分の 10
- ・補助額上限：15 万円（千円未満の端数は切り捨て）
- ・交付予定件数：2 件程度

3. 事業の実施手続き

本事業の実施手続きは次に掲げるとおりとする。

（1）補助金申請手続き

事業実施主体は、要綱第 5 条第 2 項に係る申請書を作成し、センターに提出してください。

（2）申請方法

交付要綱を確認の上、申請書一式を持参または郵送にて提出してください。

【申請書一式】

ア 申請書（様式第 1 号）

イ 事業計画書（様式第2号）

添付書類：前年度活動計算書（収支予算書）前年度事業報告書、前年度貸借対照表、当年度活動予算書、当年度事業計画書、定款、役員名簿

ウ 収支予算書（様式第3号）

（3）交付決定の手続き

ア センターは、申請の内容が適当と認めるときは、鳥取県輝く鳥取創造本部協働参画課（以下「県」という。）へ意見照会を行う。

イ 県からの回答を受け、センターは事業実施主体に交付決定通知（要綱様式第4号）を行う。

（4）その他

ア 鳥取県へ控除対象特定非営利活動法人の指定の申出の手続きを行ったあと、申出を行ったことを証明する書類（県の受付印が押印してあるものを含む）の写しを交付決定を受けた年度の2月末日までにセンターに提出していただきます。

イ 控除対象特定非営利活動法人の指定を受けたあとは、取得を証明する書類をセンターへ提出していただきます。

ウ 本助成金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務、及びそれに伴う組織内の議決等の承認手続きが全て終了することを指します。事業本体が終了後、速やかな精算手続き及び総括を行い、必ず実績報告書を提出してください。

エ 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守してください。

オ 次に掲げる事項が認められた場合には、交付決定を取り消すことがあります。

- ・申請した内容どおりに事業が行われなかった場合
- ・実績報告書等の提出等、本補助事業の手続きが行われない場合

4 申請先・お問い合わせ先

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター

住所 〒682-0023 倉吉市山根 557 番地 1 パープルタウン 2 階

電話 0858-24-6460 / ファクシミリ 0858-24-6470

開所時間：10：00～18：00（土・日・祝日を除く）

電子メール：info@tottori-katsu.net

ホームページ：https://tottori-katsu.net